

報告第 15 号

新一関市立千厩小学校校舎等建設（建築）工事の請負契約の変更に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成 17 年一関市条例第 217 号）第 2 条第 1 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 29 年 12 月 5 日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

新一関市立千厩小学校校舎等建設（建築）工事の請負契約の変更について、市長専決条例(平成17年一関市条例第217号)第2条第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月8日

一関市長 勝 部 修

- 1 工 事 名 新一関市立千厩小学校校舎等建設（建築）工事
- 2 工 事 場 所 一関市千厩町千厩字上駒場地内
- 3 工 事 内 容 建築工事 一式
鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 5,976.64 m²
1階床面積 3,492.10 m²
2階床面積 2,472.59 m²
塔屋床面積 11.95 m²（屋上出入口）
鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 38.67 m²
- 4 契約の相手方 一関市千厩町千厩字北ノ沢154番地
株式会社三ツ矢建設工業
代表取締役 熊 谷 隆 一
- 5 完 成 期 限 平成30年2月19日

6 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	1,109,160,000 円	1,112,315,760 円

報告第 15 号 参考資料No. 1

新一関市立千厩小学校校舎等建設（建築）工事の請負契約の変更の概要

仮設道路の追加、残土の処分方法の変更などにより、工事内容を変更したため、契約金額を変更したものである。

項目	変更前	変更後	増減額	変更理由等
仮設費	— —	仮設道路追加 750 m ² 仮設鉄板敷き追加 455 m ²	増 4,337,432 円	工事用車両の出入りの動線を確保するため、グラウンド部分に仮設道路を設置することとしたため。 当該仮設道路部分に埋設されている暗渠を保護するための鉄板を敷くこととしたため。
地業工事	地盤改良 材料費 151.5 t 掘削量 686 m ³	地盤改良 材料費 156.0 t 掘削量 723 m ³	増 232,269 円	地盤の支持地盤高が想定よりも深く、固化に係る材料費等の数量を変更したため。
内装・ユニット工事	— 天井杉 133 m ²	柱保護コーナー木材の追加 132m 天井杉 209 m ² その他内装仕上げの変更	増 1,775,981 円	児童の安全と校舎の木質化に配慮し、柱コーナーを木材加工としたほか、天井の木材量を増加するなど内装仕上げを変更したため。
残土処分	場外搬出 3,920.7 m ³	場内仮置き 3,945.7 m ³	減 3,189,922 円	校舎基礎工事などで発生した残土を場外搬出とせず、屋外環境整備工事で活用することとしたため。

合計 増 3,155,760 円

新一関市立千厩小学校校舎等整備事業全体計画

(単位:千円)

項目	事業内容	H27	H28	H29	合計
1 測量・設計		39,423	111,313	3,006	153,742
測量調査等	地質調査業務一式 測量業務一式	7,587			7,587
工事実施設計		31,836	111,313	3,006	146,155
旧千厩高等学校校舎等解体工事	実施設計業務一式	8,532			8,532
千厩地域統合小学校校舎等建設工事	校舎、放課後児童クラブ実施設計業務一式	23,304	78,216		101,520
屋内運動場、プール建設工事	実施設計業務一式		27,000		27,000
屋外環境整備工事	実施設計業務一式		6,097	3,006	9,103
2 公有財産購入	学校用地 51,499㎡	34,705			34,705
3 建設工事		102,000	380,916	2,076,992 (2,080,148)	2,559,908 (2,563,064)
解体工事	旧千厩高等学校校舎等解体工事一式	102,000	170,946		272,946
校舎等建設工事			209,970	2,076,992 (2,080,148)	2,286,962 (2,290,118)
千厩地域統合小学校校舎等建設工事	校舎、放課後児童クラブ		209,970	1,500,966 (1,504,122)	1,710,936 (1,714,092)
家具設置工事	校舎内家具設置			25,920	25,920
雨水排水設備工事	校舎周り雨水排水設備			7,938	7,938
屋内運動場建設工事	屋内運動場1棟			348,732	348,732
屋外環境整備工事	その1・2工事 一部造成・排水設備、舗装等			58,436	58,436
プール建設工事	プール(附属棟込)1棟			135,000	135,000
4 工事監理				46,180	46,180
千厩地域統合小学校校舎等建設工事	工事監理業務一式			30,240	30,240
屋内運動場建設工事	工事監理業務一式			9,936	9,936
プール建設工事	工事監理業務一式			6,004	6,004
計		176,128	492,229	2,126,178 (2,129,334)	2,794,535 (2,797,691)

※ H27及びH28の欄は、決算額

※ H29の欄のうち

- ① 「3 建設工事」の「校舎等建設工事」のうち「千厩地域統合小学校校舎等建設工事」は、上段は変更前契約額、下段()は変更後契約額
- ② 「3 建設工事」の「校舎等建設工事」のうち「プール建設工事」及び「4 工事監理」のうち「プール建設工事」は、予算額
- ③ ①②以外は、契約額

報告第16号

営造物の管理に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成29年12月5日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月13日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 74,856円

2 相手方

3 事故の概要

平成29年9月18日午前6時頃、一関生活改善センターの敷地内の立ち木が台風18号による強風により倒れ、相手方の所有する建物の屋根部分に接触し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月7日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 16,400円

2 相手方

3 事故の概要

平成29年9月18日午前7時10分頃、川崎町門崎字布佐沖地内において、相手方車両が市道西線を走行中、台風18号による強風により道路に倒れていた市議会議員選挙のポスター掲示板に乗り上げ、車両の左前輪のタイヤを破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

報告第17号

道路の管理に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成29年12月5日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月30日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 20,000円

2 相手方

3 事故の概要

平成29年9月27日午前9時頃、萩荘字川崎地内において、相手方の所有する車両が市道袋田川崎線を走行中、対向車を避けるため側溝部分を通り過ぎたところ、鋼製の側溝蓋が跳ね上がり、車両下部を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 30パーセント

議案第77号

一 関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月5日提出

一関市長 勝 部 修

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年一関市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
1 市長	[略]	1 市長	[略]
2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、小学生、中学生____、ひとり親等その他市長が定める者に対する医療費助成(以下「乳幼児等医療費助成」という。)に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、小学生、中学生、 <u>高校生</u> 、ひとり親等その他市長が定める者に対する医療費助成(以下「乳幼児等医療費助成」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	[略]	3 市長	[略]
4 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の____ <u>実施又は就労自立給付金の支給</u> ____に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の <u>決定及び実施、</u> ____ <u>就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収</u> ____に関する事務であって規則で定めるもの
5・6	[略]	5・6	[略]

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	[略]	
<u>2～7</u>	[略]	
8 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の <u>実施又は就労自立給付金の支給</u> に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		[略]
<u>9・10</u>	[略]	

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	[略]	
2 市長	<u>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務</u> であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報（以下「公営住宅管理情報」という。）であって規則で定めるもの
<u>3～8</u>	[略]	
9 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の <u>決定及び実施又は徴収金の徴収</u> に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		<u>公営住宅管理情報</u> であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		[略]
<u>10・11</u>	[略]	

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の_____実施又は就労自立給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人を対象として生活保護法に準じて行う保護の <u>決定及び実施又は徴収金の徴収</u> _____に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第78号

一 関市一関コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市一関コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月5日提出

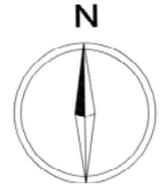
一関市長 勝 部 修

一関市一関コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
 一関市一関コミュニティセンター条例（平成17年一関市条例第82号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）				
施設名	利用区分	単位	使用料		施設名	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	暖房料				基本使用料	暖房料
[略]					[略]				
真柴コミュニティセンター	体育室	1時間	800円	200円	真柴コミュニティセンター	体育室	1時間	800円	200円
	講義室		200円	50円		講義室		200円	50円
	<u>研修室1</u>		<u>200円</u>	<u>50円</u>		<u>研修室</u>		<u>200円</u>	<u>50円</u>
	<u>研修室2</u>		<u>200円</u>	<u>50円</u>					
	調理実習室		200円	50円		調理実習室		200円	50円
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則
 （施行期日）

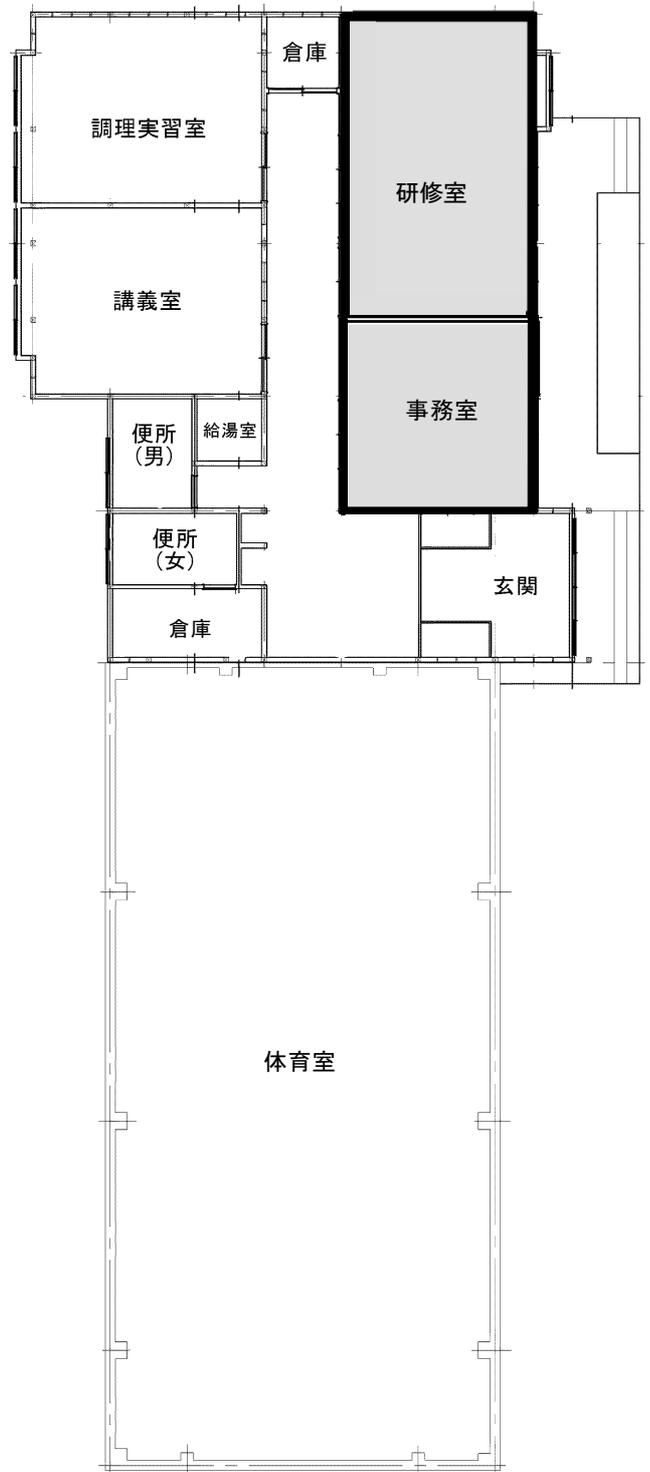
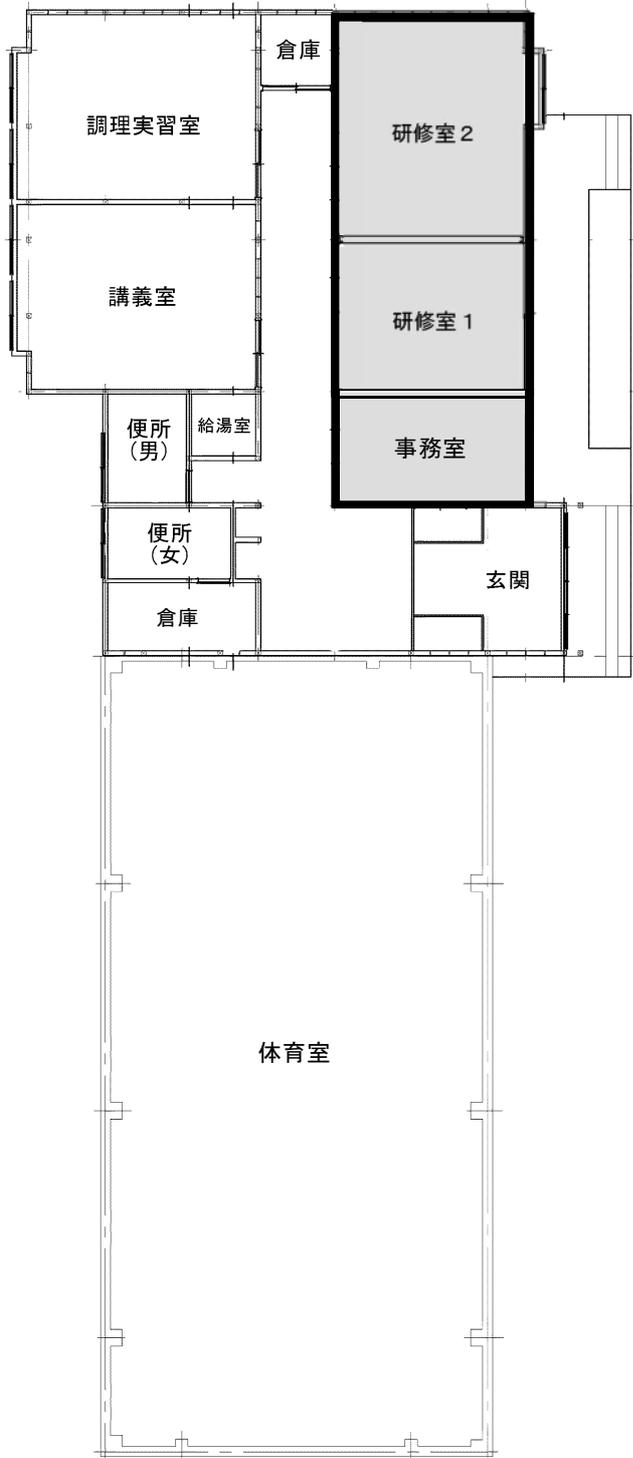
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。



平面図

改修前

改修後



凡 例	
改修部分	

議案第79号

一 関市児童館条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市児童館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月5日提出

一関市長 勝 部 修

一関市児童館条例の一部を改正する条例

一関市児童館条例（平成18年一関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(区分、名称、位置及び定員)				(区分、名称、位置及び定員)			
第2条 児童館の区分、名称、位置及び定員は、次のとおりとする。				第2条 児童館の区分、名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			
区分	名称	位置	定員	区分	名称	位置	定員
[略]				[略]			
健全育成型	真滝児童館	一関市滝沢字寺下52番地2	—	健全育成型	真滝児童館	一関市滝沢字寺下52番地2	—
保育型及び健全育成型	磐清水児童館	一関市千厩町磐清水字蒲沢101番地1	50人				
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
児童館名		保育料（月額）		児童館名		保育料（月額）	
田河津児童館		10,500円		田河津児童館		10,500円	
磐清水児童館		10,500円					
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第80号

一関市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

一関市へき地保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月5日提出

一関市長 勝 部 修

一関市へき地保育所条例の一部を改正する条例

一関市へき地保育所条例（平成18年一関市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後															
<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 へき地保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>市野々保育園</td><td>一関市萩荘字上本郷 459 番地</td><td>30 人</td></tr><tr><td><u>本寺保育園</u></td><td><u>一関市巖美町字若井原 159 番地 3</u></td><td><u>30 人</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	定員	市野々保育園	一関市萩荘字上本郷 459 番地	30 人	<u>本寺保育園</u>	<u>一関市巖美町字若井原 159 番地 3</u>	<u>30 人</u>	<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 へき地保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>市野々保育園</td><td>一関市萩荘字上本郷 459 番地</td><td>30 人</td></tr></tbody></table>	名称	位置	定員	市野々保育園	一関市萩荘字上本郷 459 番地	30 人
名称	位置	定員														
市野々保育園	一関市萩荘字上本郷 459 番地	30 人														
<u>本寺保育園</u>	<u>一関市巖美町字若井原 159 番地 3</u>	<u>30 人</u>														
名称	位置	定員														
市野々保育園	一関市萩荘字上本郷 459 番地	30 人														
<p>(保育料)</p> <p>第6条 へき地保育所の保育料は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>保育所名</th><th>保育料（月額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>市野々保育園</td><td>10,500 円</td></tr><tr><td><u>本寺保育園</u></td><td><u>10,500 円</u></td></tr></tbody></table>	保育所名	保育料（月額）	市野々保育園	10,500 円	<u>本寺保育園</u>	<u>10,500 円</u>	<p>(保育料)</p> <p>第6条 へき地保育所の保育料は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>保育所名</th><th>保育料（月額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>市野々保育園</td><td>10,500 円</td></tr></tbody></table>	保育所名	保育料（月額）	市野々保育園	10,500 円					
保育所名	保育料（月額）															
市野々保育園	10,500 円															
<u>本寺保育園</u>	<u>10,500 円</u>															
保育所名	保育料（月額）															
市野々保育園	10,500 円															
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第81号

一関市企業誘致奨励条例及び一関市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一関市企業誘致奨励条例及び一関市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月5日提出

一関市長 勝 部 修

一関市企業誘致奨励条例及び一関市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

(一関市企業誘致奨励条例の一部改正)

第1条 一関市企業誘致奨励条例（平成18年一関市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>一関市企業誘致奨励条例</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、一関市における製造の事業等を営む企業の立地を促進し、及び設備の拡充を奨励し、もって産業の振興と市勢の進展に資することを目的とする。</u></p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 <u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性</u></p>	<p><u>一関市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第25条の規定に基づく固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 <u>法第4条第2項第1号</u></p>

化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「立地法」という。）第9条第1項に規定する同意集積区域内において、同項に規定する特定事業者（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。前項の規定により課税免除を受けた者を除く。）が、立地法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、立地法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って省令第3条に規定する対象施設を設置した場合は、当該対象施設を設置した特定事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除する。

に規定する促進区域内において、法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）

が、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って法第17条に規定する承認地域経済牽引事業（法第24条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設（以下「対象施設」という。）を設置した場合は、当該対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（一関市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正）
 第2条 一関市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成22年一関市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>一関市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例</u></p>	<p><u>一関市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例</u></p>

乙種区域	同意企業立地重点促進区域 の <u>うち</u> 、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域の区域	100分の10 以上	100分の15 以上	乙種区域	甲種区域の項に規定する工場立地特例対象区域の <u>うち</u> 、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域の区域	100分の10 以上	100分の15 以上
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(固定資産税の課税免除に関する経過措置)
- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる企業立地計画に従って施設を設置した事業者に対する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

議案第82号

一関市雇用促進住宅駐車場条例を廃止する条例の制定について

一関市雇用促進住宅駐車場条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月 5 日提出

一関市長 勝 部 修

一関市雇用促進住宅駐車場条例を廃止する条例

一関市雇用促進住宅駐車場条例（平成17年一関市条例第185号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

議案第83号

一関市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について

一関市農業委員会の委員等の定数に関する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月 5 日提出

一関市長 勝 部 修

一関市農業委員会の委員等の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、一関市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 農業委員会の委員の定数は、24人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、36人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(一関市農業委員会の委員の定数等に関する条例の廃止)

2 一関市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成17年一関市条例第116号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に在任する一関市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による農業委員会の委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの期間においては、第2条及び第3条並びに次項の規定は適用しない。

(一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 一関市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(趣旨)

第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 農業委員会の会長、会長職務代理者及び委員

(7)～(10) [略]

別表(第3条関係)

公職名	給料月額 (円)	報酬		
		年額 (円)	月額 (円)	日額 (円)
[略]				
農業委員会	会長		49,800	
	会長職務代理者		35,200	
	委員		32,100	
[略]				

備考

1・2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(趣旨)

第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 農業委員会の会長、会長職務代理者、委員及び農地利用最適化推進委員

(7)～(10) [略]

別表(第3条関係)

公職名	給料月額 (円)	報酬		
		年額 (円)	月額 (円)	日額 (円)
[略]				
農業委員会	会長		49,800	
	会長職務代理者		35,200	
	委員		32,100	
	<u>農地利用最適化推進委員</u>		<u>27,400</u>	
[略]				

備考

1 農業委員会の会長、会長職務代理者、委員及び農地利用最適化推進委員に対して、月額報酬のほかに、予算の範囲内において市長が定める額を年額報酬として支給することができる。

2・3 [略]

議案第 83 号 参考資料

1 農業委員会等に関する法律の一部改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）

(1) 改正の目的

農業委員会が、業務の重点として、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにする。

(2) 改正内容

ア 農業委員会業務の重点化

農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進であることを明確化

イ 農業委員会の委員の選出方法の変更

選挙及び選任による方法から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更

ウ 農地利用最適化推進委員の新設

農業委員会の委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を新設

2 一関市農業委員会の委員の選任方法等の主な変更点

【改正前】

	農業委員会の委員
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> 農地の権利移動許可等の「合議体としての決定行為」 担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等の地域における現場活動
選出方法	公選 選任（議会・団体推薦）
定数	47 人
内訳	公選 40 人 選任 7 人
報酬	会長 49,800 円/月 会長職務代理者 35,200 円/月 委員 32,100 円/月

【改正後】

農業委員会の委員	農地利用最適化推進委員
<ul style="list-style-type: none"> 農地の権利移動許可等の「合議体としての決定行為」 担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等の地域における現場活動 	<ul style="list-style-type: none"> 担当地域において、担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等の地域における現場活動
推薦・公募による市長の任命（議会の同意が要件）	推薦・公募による農業委員会の委嘱
24 人	36 人
会長 49,800 円/月 会長職務代理者 35,200 円/月 委員 32,100 円/月	農地利用最適化推進委員 27,400 円/月
※ 月額報酬のほかに、予算の範囲内において市長が定める額を年額報酬として支給することができる。	